

江東区 緊急一時保護施設 リバーハウス東砂の利用案内 (医療的ケアが必要な方)

緊急一時保護施設「リバーハウス東砂」は、主たる介護者の緊急又は一時的な理由によって、介護を要する障害者の方が家庭における介護を受けることが困難になった時にご利用いただける緊急一時保護施設です。

【対象者】 6歳（未就学児を除く）以上 65歳未満で、区内に居住し、日常生活において介護を要する方で、障害の程度が以下のいずれかに該当する方。

- (1) 身体障害者手帳1～2級 (2) 愛の手帳1～4度 (3) 脳性まひ、進行性筋萎縮症

【非該当】次の方は、この施設の利用ができません。

- (1) 介護保険サービス利用者 (2) 感染症疾患を有する方
(3) 医療機関等の専門的な治療やケアを必要とする方

※ただし、一定の条件下で医療的ケアを伴う緊急一時保護も実施しています

＜医療的ケアとは＞

治療を目的とするものではなく、障害に伴い日常的に生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な生活介護を目的とした主治医の指示の下に行う行為（経管栄養、吸引、導尿、与薬の管理等）のことです。

【利用方法等】

利用区分	利用条件	利用日数等
医療的ケアを伴う緊急一時保護	<p>主たる介護者が以下の理由で、一時的に介護ができず、他に介護する者がいない場合。</p> <p>① 疾病、出産、事故等に伴う通院又は入院 ② 入学式、運動会その他学校行事への参加 ③ 近親者（三親等内の親族）の冠婚葬祭への出席 ④ こどもの健診、予防接種等の付添い ⑤ 通常の勤務日ではない特別の事由による休業日の仕事</p> <p>※レスパイトによる利用はできません。</p>	<p>1回につき 2泊3日以内</p> <p>※申請時に、案内状など理由を証明する書類が必要です。</p>

申請方法

- リバーハウス東砂に電話等により、空き状況を確認してください。
 - 利用日が決まりましたら、区（障害者施策課）へ電話等により「医療的ケアを伴う緊急一時保護」を利用する旨の連絡をしてください。
 - 利用される前に、日程調整の上、看護師派遣事業者の看護師との面談を行います。
 - 「緊急一時保護利用申請書」、「該当する事由を証明する書類（病院の予約票、通知書、案内状等）（写し可）」、「医療的ケア実施申込書」、「主治医の指示書」、及び「医療的ケア実施登録カード（初めて医療的ケアを利用する場合及び記入内容に変更が生じた場合）」を、リバーハウス東砂に申請してください。
- なお、申請可能期間は、利用日の3か月前から5日前の正午（土曜日、日曜日、祝日、年始及び年末を除く。）までとなります。

利用定員 1名（1日あたり）

利用料金

- ①利用料金 1日あたり700円（免除あり）
- ②光熱水費 1日あたり100円（7月、8月、11月～3月は140円）
- ③食費 朝食350円、昼食400円、夕食550円
- ④日用品費 実費相当額
- ⑤医ケア費 利用時間4時間を単位（単位時間）として250円の費用負担がかかります。4時間を超える場合で、当該提供時間を単位時間で除したときの端数の1時間あたり70円を加算します。なお、午後10時～翌日午前6時まで提供した場合は、夜間加算として当該時間内の1時間あたり60円を加算します。

※上記①～④については、直接リバーハウス東砂にお支払いください。

※上記⑤については、後日送付される納付書でお支払いください。

※利用者が緊急一時保護の利用の申請の日において、下表に定める所得区分に該当する場合は、利用料金は免除となります。免除を受けようとする利用者は、「緊急一時保護費用負担免除申請書」、「免除を証明できる書類」をリバーハウス東砂に申請してください。

所得区分	世帯の収入状況
生活保護	生活保護受給世帯
低所得	区民税非課税世帯

世帯の範囲は、利用者が18歳以上の場合にあっては、利用者及び配偶者とし、18歳未満のときは、利用者の保護者が属する住民基本台帳上の世帯とします。

注意事項

1. 利用者の送迎は、ご家族の方をお願いします。リバーハウス東砂では送迎は行っておりません。施設や学校の送迎バスから直行する場合は、リバーハウス東砂にその旨を伝えておいてください。
2. 利用の際は、着替え、洗面用具、服用薬、お薬手帳、保険証のコピーのほか、医療的ケアに必要な物品、吸引機等の器材、専用の衛生材料等をお持ちください。
3. 薬を持参する場合は、服薬、処方内容等の説明書類を提出してください。また、抗てんかん座薬や頓服薬等を持参する場合は、医師の指示書（有効期間約半年間）を提出してください。
4. 医療的ケアを必要とする方の新規申込み時には、区でお渡しする登録カードに障害の状況や必要な処置内容などの必要事項を記入していただき、事前登録を行います。
5. 看護師派遣は内部調整に時間がかかるため、お申込み期日は必ずお守りください。
6. 従事する看護師は利用開始から終了まで従事しますが、場合により、複数人で対応することもあります。
7. 利用をキャンセルする場合は、早めに連絡をお願いします。
8. 宿泊を伴わない日中のみの利用の場合は、1日利用扱いとなります。

問合せ先

①利用について … リバーハウス東砂

〒136-0074 江東区東砂3-30-6 東砂福祉プラザ1階

電話03-3646-6623 FAX03-3615-1377

②看護師派遣について … 江東区福祉部障害者施策課施設管理係

電話03-3647-4950 FAX03-3699-0329